

○高山村農業振興基金貸付条例

平成23年3月10日

条例第2号

(目的)

第1条 この条例は、本村の農業の活性化を図るため、りんどう生産農家に対し、高山村農業振興基金の範囲内で必要な資金（以下「資金」という。）を貸付けることにより、りんどうの栽培の拡充を促し、りんどうの産地化とブランド化を図ることを目的とする。

(審査会)

第2条 この条例による事業の運営に関する事項を審議するため、高山村農業振興基金貸付審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会の組織については、村長が別に定める。

(定義)

第3条 この条例において、栽培者とは、次の各号に定める者をいう。

- (1) りんどうの栽培に対し、今後も継続的に取り組む姿勢のある者
- (2) 新たにりんどうの栽培に取り組む者

(貸付けの対象)

第4条 資材等の購入に必要な資金の貸付けを受けることができる者は、村内に住所を有する栽培者で村長が適当と認める者とする。

(資金の貸付け)

第5条 資金の貸付けは平成28年3月31日までとし、貸付け限度額は150万円とする。

2 他の補助事業を利用する場合においては、次項に掲げる対象経費から補助金を差し引いた額とし、限度額を超えて貸付けはできないものとする。

3 貸付けの対象経費は、次に掲げるものとする。

- (1) 資材費
- (2) 種苗費
- (3) 肥料費

(4) その他村長が必要と認める経費

(貸付けの申請)

第6条 資金の貸付けを受けようとする者は、別に定める申請書に必要事項を記載し、村長に提出しなければならない。

(貸付けの決定通知)

第7条 村長は、申請書の提出があったときは、審査会の意見を聞き、内容を審査のうえ、資金の貸付けの可否を決定するものとする。

(償還及び利子)

第8条 償還は、1年据え置いた後、4年以内とする。

2 前項の償還期間中の利息は、無利子とする。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。